

平成17年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

平成17年9月14日（水曜日）

議事日程

平成17年9月14日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	今 津 誠 一 君	2番	伊 藤 央 君
3番	松 村 学 君	4番	山 下 和 明 君
5番	重 川 恭 年 君	6番	斉 藤 旭 君
7番	藤 本 和 久 君	8番	弘 中 正 俊 君
9番	田 中 敏 靖 君	10番	木 村 一 彦 君
11番	山 本 久 江 君	12番	横 田 和 雄 君
13番	平 田 豊 民 君	14番	安 藤 二 郎 君
15番	藤 野 文 彦 君	16番	三 原 昭 治 君
17番	高 砂 朋 子 君	18番	行 重 延 昭 君
19番	原 田 洋 介 君	20番	河 杉 憲 二 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	大 村 崇 治 君
24番	山 根 祐 二 君	25番	田 中 健 次 君
26番	馬 野 昭 彦 君	27番	中 司 実 君
28番	山 田 如 仙 君	29番	深 田 慎 治 君
30番	久 保 玄 爾 君		

欠席議員（1名）

23番 佐 鹿 博 敏 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、佐鹿議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、平田議員、14番、安藤議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

ここで、市長より、さきの本会議における行政報告、及び伊藤議員並びに安藤議員の一般質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。市長。

市長（松浦 正人君） 昨日の私の行政報告並びに答弁の中で訂正を要する箇所がございました。お手元に配付のとおりでございますので、おわびを申し上げ、訂正させていただきます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） これより一般質問を行います。16番、三原議員。

〔16番 三原 昭治君 登壇〕

16番（三原 昭治君） おはようございます。新人クラブの三原昭治です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず1点目は、防府スポーツセンター体育館の国民体育大会中央競技団体正規視察について質問いたします。

防府スポーツセンター体育館は、市民の健康保持や増進、体力の向上、また、各種スポーツ競技の振興などを目的に、昭和49年に開設されました。その後、市民のスポーツの場として利用は年々増加を見せ、開設当初約2万3,000人が、20年後の平成6年には3倍の6万人を突破しました。その後も順調に推移し、30年後の昨年、平成16年度には、利用者は約15万6,000人と開設当初の7倍となり、過去最高を記録しています。

一方、昭和49年に開設され、築後31年を経過した体育館は、6月議会で同僚議員が指摘しましたように、老朽化が著しく進展、建物全体の老朽化はさることながら、約1,500平米のフロアも既に2回の研磨を行い、限界に来ているほか、照度も不十分で、また、天井からはぽたりぽたりと雨が漏り、その原因すらも究明できない状態にあり、機能的にも限界の現状にあります。

市民の利用は年々増加する一方、築後31年の歳月を経た体育館は、多様化する市民ニーズに十分こたえることができない状況下、去る5月9日には防府市体育協会から新体育館の建設を求める陳情が行われるなど、市民も新体育館の建設を強く望んでいることは既に御承知のとおりだと思います。

さて、この防府スポーツセンター体育館は、平成23年（2011年）山口県で開催される第66回国民体育大会において、バスケットボールのメイン会場であり、また、少年女子の部を引き受けることになっています。この少年女子の部には、全国から47チーム、約1,500人の選手が出場。そのほか役員や応援団など関係者を含めると相当数の人が防府市を訪れることになり、全国に防府市をPRする絶好のチャンスだと思います。

そこでお尋ねしますが、去る7月20日、バスケットボールのメイン会場である防府スポーツセンター体育館に対し、国民体育大会中央競技団体から競技会場施設の整備状況、競技運営計画など正規視察を受けましたが、その評価はいかがだったのでしょうか。

また、評価結果に対する今後の対応、取り組みについてお聞かせください。

2点目は、市民の安全対策について質問いたします。

昨年10月にオープンした大平山山頂公園は、市民のレクリエーションの場、憩いの場として多く利用されています。オープン時の昨年10月、11月には、この山頂公園を目指し、ロープウェイの利用客が約2万1,000人あり、また、ことしのゴールデンウィークを挟んだ4、5月には、1万4,000人の利用客がありました。

また、山頂公園に通じる約5.4キロの大平山農道も既に整備されており、山頂公園駐車場も完備されました。この農道を利用して山頂公園に行く方も多く、観光課によると、ロープウェイ利用者と同等かそれ以上ではないかと推定されるということです。

一方、この山頂公園駐車場、農道において、最近、コーナリングを楽しむというか、いわゆる世間で言われるローリング族的な危険暴走運転者が出没しています。この危険暴走運転行為に遭遇したというある市民から、大変な恐怖を感じた。とても怖かったと聞いています。特に山頂公園駐車場では、駐車整理にと引かれた白線が無数のタイヤ痕で真っ黒になっており、その現状を物語っています。

また、農道においてもコーナリングを楽しむという、考えられない、大変危険で無謀な運転者もいるということです。市民の憩いの場であり、レクリエーションの場が、市民を脅かす危険な場所であってはなりません。

もし、山頂公園を訪れた市民がこれらに巻き込まれでもしたら大変です。また、暴走運転者みずからが事故を引き起こした例も他にあります。安心して安全に楽しめる山頂公園として早急な対策が望まれますが、市の対応についてお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 16番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、防府スポーツセンター体育館の国民体育大会中央競技団体正規視察についての御質問にお答えいたします。

第66回国民体育大会中央競技団体による正規視察は、去る7月20日から22日までの間、バスケットボール競技の会場となる防府市、周南市、下松市の各会場予定施設を対象に実施されました。

国体におけるバスケットボール競技は、4つの種目で編成されています。それぞれの市の引き受け種別は、防府市においては少年女子の部、周南市は少年男子の部、下松市は青年男子の部と青年女子の部となっております。

防府市を会場とする少年女子の部は、バスケットボール競技4種別中、参加チームが47と最も多く、防府スポーツセンター体育館が全種目の大会本部会場と予定されています。防府市での競技会場は、防府スポーツセンター体育館のほか、防府高等学校、桑山

中学校、国府中学校の各体育館となっております。

このたびの中央競技団体正規視察は、6年後の山口国体が円滑に開催できるよう、競技施設の整備状況や競技の運営計画、宿泊及び輸送に関することなど、総合的な視点から現地で視察されたところであります。

中央競技団体から受けました指摘事項は、観客席、ロビー、通路等のスペースに余裕がなく、そのため選手、観客及びプレス対応等に支障があるとのことでしたが、駐車スペース及び交通手段は良好であるなどの報告を受けております。

国体競技会場につきましては、県の方針として、可能な限り現有施設で開催することとなっておりますが、バスケットボール競技の全種目の本部会場としての対策は必要であると感じたところであります。

また、防府スポーツセンター体育館につきましては、以前よりスポーツ団体や議員の皆様からも、老朽化等により今日のスポーツニーズにこたえられていないとの指摘がされております。さらに、庁内委員で構成された体育施設将来計画検討委員会からも、総合体育館の建設が必要であるとの報告を受けております。

これらのことから、総合体育館の建設については、現在、庁内において財源、手法、規模、位置などの基本的項目についての研究、調査を行った上で、国体の開催も視野に入れて決断をする時期と考えており、総合体育館建設についての調査及び計画策定をしたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） ただいまの答弁をちょっと私なりに受け取ったんですが、計画策定をしたいという答弁でありますし、6月定例議会で、市長さんは来年の市長選挙に再出馬するという出馬表明をされました。その後、これ市長さんの方の後援会が会報というものを出されたんですが、その中に、マニフェストの中に「教育・福祉の充実、約束します。総合体育館・スポーツセンターの建設に着手します」、「直ちに」という言葉が入っております。

先ほどの答弁とこれを私なりに理解したんですが、もう、やるということで受けとめてよろしいですね。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私が次なる4年間を展望をする中で、私の判断の中におけるマニフェストでありまして、市のそれがそういうふうな形になって実現できるか否かは、来年、私とその負託を受けた後、よりはっきりしてくることであると、そのように感じてお

ります。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） ということは、来年、負託を受けてから決断されるということとよろしいんですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） まだ8カ月先のことでございますので、今の段階でどうこう申し上げられることではございません。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 一応、前回も出たと思うんですが、23年の国体を視野にということで、スケジュール的に考えてみまして、23年に国体が開催され、逆算しますと前の年の22年に全国規模の競技が行われるリハーサル大会と。そして、前回も答弁がありました、建設には2カ年を要するというので、20年、21年ということです。

ということをもた逆算してみますと、19年度は実施設計ということになり、18年度には建設に向けて調査費等組み込まなければいけないのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） せっかくスポーツセンターの体育館ができるのであるならば、いわゆる大きな体育イベントである国体に間に合わせるということが、一つの大きな目的になると私は考えております。

そういう趣旨からしましても、議員御指摘のとおりスケジュールが一般的なところではなかろうかなと、こんなふうに私も感じているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） それでは、6月の議会の同僚議員の質問に対しての「検討する」から、かなり前進されたという答弁と私は受けとめます。

ぜひ、先ほどマニフェストは、私自身と市の施策とは異なるというふうな内容だったんですが、一致させていただきたいと思います。市民も多くこのことを望んでおります。

それに際して、一つだけこれ要望したいんですが、今スポーツセンターの野球場がございいます。あれが建設されるときに、建設前に私はちょっと出しゃばりまして、もっと照明をつけたり、スタンドを設けたり、公式戦プロ野球でも呼べるような球場をつくらうではありませんかという、少し出しゃばった提言をしたことがございます。

そのときの回答が、徳山球場よりは劣るが、新南陽球場よりは勝ると。何か、中間だったら大丈夫なんだと、やあやあ言われんで済むんだというような、何か寂しい答弁でござ

いました。

先ほど市長が、建設するならばもう総合的にということ考えているということでありましたので、できましたら、建設時には最低でも県内一番というような体育館を目指していただきたいということを強く要望しまして、この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、市民の安全対策について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、大平山山頂公園の駐車場等におけるローリング族の暴走行為の対策につきまして、お答えいたします。

昨年10月の大平山山頂公園オープンにより、市民の方々のレクリエーションや憩いの場として、自動車を利用した多くの家族連れの方々に大変好評をいただいております公園や農道でございますが、ことし4月ごろよりローリング族の暴走行為などによる市民からの苦情があり、大変苦慮いたしているところでございます。

この山頂公園駐車場等での暴走行為につきましては、防府警察署交通課とも協議を重ね、本年5月に警告看板の設置を行い、暴走行為等の重大不法行為に対し注意・警告を行ってきたところです。しかしながら、その後も駐車場等での暴走行為について苦情を聞いており、警察署に重点警ら地としてのパトカーの巡回をお願いしているところでございます。

引き続き暴走行為防止のため警察署とも連携を密にするとともに、抜本的な防止策として、路面改修等を含め、実施に向け早急に検討してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） 早急に対策を講じるということでしたが、一つお聞きしたいんですが、平成11年に大平山に市民農園が完成しました。そのときに設置された飲料水の自動販売機、事あるごとに荒らされて、イタチごっこのようなときがございました。ここは人気のないところでありまして、そういう犯罪行為というか、そういうのも起こり得る危険性、可能性があるわけでございます。

私は常に思うんですが、一つの事業の計画段階でもっとしっかり、そういう想定できるものに対して組み込んでいくべきではないかと。恐らく山頂公園のあの広さであれば、そういう行為もあるのではないかなという声もありました。そういうことは想定できませんでしたか。いかがでしょう。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員御指摘の、想定できなかったか否かの問題でございますけども、良心ある市民の方々が公園をお使いになるという前提でございますので、そういった行為は恐らく起こらないだろうという判断は当時はしておりました。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番(三原 昭治君) やはり良識ある市民が、12万市民が全員良識があればいろんな違反行為も起きないと思いますが、中にはまれに、やはりそういう方もいらっしゃるということもやっぱり想定して、やはりこれからの対策を練るべきではないかと思います。

というのは、一つはこの事業計画というのを最近私、市の事業計画等の中を少し勉強させてもらっているんですけど、3月議会で否決となりましたこの山頂公園の駐車場の件におきまして、計画段階でしっかり協議・審議し、盛り込まれておれば、恐らく結果はひょっとして違う方向にいったのではないかということを考えます。これはこの件だけではありません。すべての事業において、ぜひそういう計画段階のしっかりした計画をお願いいたします。

それと、先ほど路面ということいろいろ出ましたが、私、防府署にちょっと行っているいろいろお聞きしました。どういう対策が一番有効なのかという話を聞きましたら、キャッツアイというんですかね、反射板。これはすごく有効ですよ。他にも効果があった例があると。私、実は知り合いに、元そうした行為をする友達があります。それにちょっと聞きましたら、やはりそれが埋め込んであると、角っこに車が行ってしまうとバーストしてしまうと。ちょっとひどくなれば横転の可能性もあると。だから、そういうところではやらないということをお聞きしました。大変これは有効だと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それで、先ほど早急に対応すると言われましたけど、早急にというのは大体いつごろを示すものか、ちょっとお願いします。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 率直に申し上げまして、最大限、今年度の抜本対策を講じたいというふうに、最大限の努力をしたいと思っております。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(三原 昭治君) 僕はよくわからんですけど、早急にというのは、例えば今年度じゅうにということなんですか、今言われたのは。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) といいますのが、今の路面改修とキャッツアイの設置等、いろいろな方法がもちろん考えられます。

いずれにしても、予算の伴うものでございまして、予算措置をする必要が生じてきます。そういったことで、じゃああしたやるのか、あさってやるのかということになりますと、極めて困難な状況にあります。

そういった予算措置をしながら、今年度中の抜本対策を講じたいという意味で申し上げ

た早急の意味合いでございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） はい、よくわかりました。

予算措置ということではありますが、たしか索道事業に対しましては、予備費として200万円計上されていたと思います。こういうときの、早急のときに使うのが予備費ではないかと私は思いますけど、ぜひその予備費を充てるなり、そして、きのうの一般質問で大平山関連の、同僚議員の夢ある質問がありまして、そのときに、市長さんの答弁の中に、今、庁内の若手提案ということで、職員の提案による事業の推進を図っているということでした。

その中で、ちょうど私の質問とぴったりなのがございました。現在は、山頂公園をいかに市民に喜んでいただけるかというテーマで進めているということでした。その内容については、秋祭りを開催すると。その中に取り入れたいということでした。この対策を秋祭りまでにやっていただけないでしょうか。どうでしょう。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 秋祭りと申されますのが山頂公園の1周年記念行事のことだろうと思うんですけども、率直に申し上げて、その時期までに先ほど言いました防止対策を講ずるのは極めて困難なのかなというふうに現在では思っております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（三原 昭治君） やってくれやってくれと言っても今の同じ答弁の繰り返しになるとは思いますが、ただ一つ、私が大きく懸念することがございます。

もう、こうした問題が起こって危険だと、危ないんだとわかっているわけです。事故は待ってくれません。そのときはだれが責任をとるのかとか、あのとき言ったじゃないかと、すぐやるべきだったんじゃないかということがないように、ぜひ、早急にやっていただきたいと思います。

ぜひ、そういった面で安全対策等を講じてもらい、また、計画段階においてはやはり綿密な計画を練っていただきたいということを強く要望しまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、16番、三原議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は12番、横田議員。

〔12番 横田 和雄君 登壇〕

12番（横田 和雄君） 平成会の横田和雄でございます。市当局におかれましては、市長はじめ執行部には、大変財政厳しき折に、最少の経費で最大の効果を常に考えながら

努力され、多大の施策の立案と実現へのお取り組みに心から敬意を表します。

また、市長には、6月議会において3期目の市長選の出馬を表明され、引き続き市民の先頭に立って、だれでもが平等で安心して暮らせる誇り高きふるさと・防府市を実現しようという御熱意に、心からエールを送りたいと存じます。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

初めに、旧小野小学校跡地利用についてお伺いします。

昨年度は、大変財政厳しい中にもかかわらず、牟礼小学校及び小野小学校の校舎建設を実現し、地域をはじめ多くの防府市民に喜ばれているところでございます。

また、私の出身地でもある小野地区は、地域住民の長年の懸案でありました、地域の風土にマッチした、そして子どもたちに優しい木造建築でつくっていただき、学校教育はもちろんのこと、地区のスポーツ、防府市内外の交流の場として活用され、地域の活性化になり、触れ合いの場となり、地区民一同大変喜ばれております。改めて、市長部局、教育委員会の御英断に心から感謝申し上げます。

さて、それでは、今はきれいに解体された旧小野小学校の跡地8,198平米の今後の利用の目的について、お尋ねします。

この跡地は、小野地区住民にとりましては130年の歴史を持ち、小野地区の中央とも言える位置にあり、小高い丘の上にあるすばらしいところであります。昭和26年の大洪水には小野地区住民の最大の避難場所となり、多くの住民の生命・財産を救った場所でもあります。数々の思い出とともに、いろいろな面でなれ親しまれてきました。

それだけに、地区住民の関心度も高く、有効かつ効率的に活用させていただきたいという強い希望がありまして、昨年10月7日に、小野地区内の地区住民から成る小野小学校跡地利用推進委員会を設立されました。小野地域にとってどのような利用が最も適切なものであるか検討を重ねる中で、跡地利用の地区市民の関心度もさらに高くなり、推進委員会として、跡地利用に関する全地区住民の意識調査を、全世帯にアンケートを実施されました。その結果75.5%の高い回収率で、回答者全員から「何らかの形で残すべきだ」という強い要望がございました。

当地区は、昭和26年7月10日午前11時ごろ佐波川の水が増水し、堤防が200メートルにわたって決壊し、多くの住宅や生命、田畑、財産を失った体験もあり、住民の災害意識も高くなっているところでございます。

今では護岸工事も当時よりも大きく進んでいますが、今、世界的規模で想像を絶する災害が発生しており、大雨の場合は佐波川とて絶対安全だとは言えない状況にあることは、専門家も指摘されておられます。

こういう環境の中、いつ災害が起きるかわかりません。幸いに跡地は高台にあり、昭和26年の大洪水のときのように水位の高さに水が増水しても安全な場所ともなります。また、左右山合いに囲まれた小野地区にとりましては、山崩れ等々、あらゆる災害に対し対応できる避難場所であり、特に大災害のときの仮設住宅建設地としても適しており、確保しておくことが必要であると思いますが、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

また、小野地区には、いろいろなイベントを行う広場として小・中学校の運動場が地域の開放ゾーンになっていますが、これも学校教育優先であることは申すまでもございません。このようなことから、小野地区には、残念ながら日常的に老若男女の一般地域住民が気安く利用できる広場がないのが現状でございます。

平時には、この跡地を公園・広場という形で小野地区に開放していただくことはできませんでしょうか。小野地区住民の皆さんのスポーツ・文化交流の場として、地域の活性化につながり、いざというときの避難場所にもなります。多目的広場として活用させていただきたいという、切実な地区住民の声にぜひ耳を傾け、前向きな御見解をお伺いいたします。

次に、市道の改修についてお尋ねします。

今、防府市には、市道として認定道路が1,105路線あります。総延長634キロと聞いております。その路線の中には市道とは名ばかりの、昔ながらのあぜ道と言えるような道が市内のあちらこちらに多数あります。その総延長は莫大な距離と思われま

す。中心部より郊外に位置する都市計画外の道は、自然の成り行きに任せたと

ころが多く見受けられます。私の出身地でもある小野地区も、市道としての認定道路は45路線あります。車の交通量が少ない、利用者が少ないという理由だけで、なかなか維持補修がしていただけないということがあります。この道は毎日の生活道路として使われていますが、本当に危険な場所、または車の通るのがぎりぎりの場所、十字路、T字路、1回、2回のハンドルさばきでは車の通れない場所があります。今にも崩れそうな場所もございます。予算の関係もあるでしょうが、ただ予算がないというだけでは片づけられないと思います。広範囲の市道の拡張ができない場合は、部分的に対処的な部分拡張、また、十字路、T字路の部分拡張をできないものでしょうか、お伺いいたします。

何年もの長い間、陳情も出されており、当然その周りの地権者の皆様の協力も、了解も何年も前とは変わり、強く陳情が出されています。長いものは10年以上前のものもござ

いますが、忘れられたのでしょうか。今から先、どういうふうなお考えでしょうか、お伺いいたします。

小野地区は防府の北部に位置し、野島と小野地区だけが都市計画外となっており、恵ま

れた豊かな自然を守り、防府市の発展のいわば根っこの部分の役割を今日まで担ってまいりました。市長も言われておりますように、市民みんな平等でなければなりません。生活に欠かせない田舎の道に、安心して暮らせるように行政の優しい光を当ててください。ぜひとも、市道の狭隘道路の拡張整備を強くお願いいたします。

今回は、私の出身地のことばかり申し、恐縮ではございますが、地区住民の切実な声をお聞きいただきたく、あえて質問させていただきました。積極的で温かい御答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 12番、横田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 小野小学校の跡地利用についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、木の香り豊かな新しい小野小学校は昨年度から既に供用開始いたしており、もとの小学校跡地につきましては解体作業も終え、現在、更地となっているところでございます。

お尋ねの旧小野小学校の跡地利用につきましては、ことし初めの市政懇談会での御要望、また、陳情書の提出もいただいており、地域住民の皆様の御希望は十分承知いたしております。

市といたしましては、公共用地として利用計画のない、いわゆる遊休地につきましては、売却処分していくことが市全体としての基本的な方針となっているところでありまして、また、遊休地といってもいろいろな形態、経緯等がありますことから、それぞれの処分につきましては、有効活用ができないかどうかを慎重に検討した上で売却等を進めているところでございます。

旧小野小学校の跡地につきましては、現時点、公共用地としての利用計画はありませんので、基本方針に従い売却の方向で処分を考えておりますが、狭隘な進入路等を考えますと、現状そのままの売却は難しいのではないかと考えております。

したがいまして、地域住民の皆様の熱い御要望もございまして、現状、更地のままではありますが、方針が決定するまでの間、地域の皆様方の責任において有効に利活用していただくことは可能であろうと考えているところでございます。

他の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（横田 和雄君） 前向きな御答弁いただきまして、本当に心強く感じております。現状の更地のまま、地域の皆さんに有効活用よという御答弁でございました。

一つ、現状を認識してもらいたいことがございます。今の、これは先ほど壇上でも申し

ましたが、新しい小野小学校でございますが、昭和26年にそのような大災害、大洪水があったわけでございますが、今新しい小野小学校の建っている位置というのは、市のハザードマップにも載っておりますように、大水害、堤防が決壊した場合に、水かさが1メートルから2メートルぐらいに来た場合には、そこが、大変申しわけないんですけど、避難場所には適していないということが、ハザードマップにもきちっとしたことが載っておりますし、また、専門家もそのように指摘されております。

今までの旧の小野小学校の跡は、水が仮に1メートルから2メートル、2.5メートルぐらい押し寄せてきても、安全な場所、安全地ということもでございます。これもハザードマップにきちっと掲載されておりますし、専門家もそのような形で言っておられます。当然、今まで500名を収容するという、避難場所の指定地でもございました。そういうふうなところであり、大災害の避難場所にも最も適しておるところじゃないかと思えます。

このことも十分にお考えいただきまして、最小限度の設備、すなわち水とかトイレを市の方で考えていただくことはできないでしょうか。子どもやお年寄りがせっかくコミュニティーの場所として活用されても、これらの設備が全くないということになると、それはそれは大変不便この上ないんじゃないかと思えます。それらのことを総合的に考えられて、もう一度御答弁、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 水、トイレの設備ということでございましたんですが、市長も申しましたように、地域住民の方に有効に現状のままで活用していただきたいということが原則でございます。

また、水につきましては、小野小学校も井戸等々掘っておったというふうに思っておりますので、できれば地元で何とかしていただきたいというふうな気持ちを持っております。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（横田 和雄君） いろいろありますが、とにかく地区住民の皆さんの切実な声に耳を傾けられて、ぜひ御検討をいただいて、強く要望させていただきまして、この件の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、市道の改修について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） では、御質問の狭隘道路の整備・拡張についてお答えいたします。

市民にとりまして身近な生活道路は、安全で快適な日常生活を営む上で最も必要な公共施設の一つであることは、十分認識しております。

現在、本市で管理しております市道は、平成17年3月15日現在1,105路線、延長約634キロ、改良率は約67%であります。そのうち幅員4メートル未満の道路につきましては約40%で、約270キロメートルでございます。

議員さんの御質問の道路予算につきましては、市内全体の道路行政の観点から、地域の実情や特性等を考慮しながら順次整備いたしております。特に十字路、T字路などの狭い交差点、また待避所等や道路拡幅整備についても、緊急性・安全性・交通量及び費用対効果等を総合的に勘案して、道路整備を行っているのが実情でございます。

次に、御指摘の未整備道路の件でございますが、各地域よりさまざまな狭隘道路の整備・拡張に関する要望が多数提出されている中で、現在市内の緊急箇所及び地元のコンセンサスが得られた場所から順次整備いたしておりますので、どうか御理解をお願い申し上げます。

今後とも、市民生活の利便性の向上を目指して道路事業の推進に努めてまいりますので、何とぞ御理解、御協力をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（横田 和雄君） もう少し中に入ったような形でお伺いいたします。

今、市では確かに、中心市街地は十分とはまだ言われませんが、いろいろな面で整備をされておられます。予算も重点的につけておられるんじゃないかならうかと思えます。その反面、周辺地域はどうでしょうか。まだまだ十分だとは言えません。小野地区のように中心部より郊外に位置する都市計画外の道は、本当に整備どころか自然の成り行きに任せたような、荒れ放題の市道がございます。

そこに住む住民の皆様は、それぞれ自分でいろんな工夫をされて、各個人である程度できる範囲では整備されておられますが、限界がございます。市道の部分的な拡張や、大きな整備はできるものじゃございません。

まず、部分的にちょっと申し上げますと、久兼地区の久兼兵瀬1号線、それと、真尾地区の大景高松線、真尾大景線。高松線。当然、市道の状況は御存じだと思いますが、その道の状況がおわかりになれば、わかる程度で結構ですが、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方も現地を見させていただいておりますが、市道大景高松線につきましては、車が1台程度ぎりぎりを通るといような形の道路の形態になっております。

それと、久兼の兵瀬1号線につきましては、進入道路の部分につきましては広いんですが、奥の方につきましては昔の三尺道といいますか約80センチから90センチの道にな

って、今、市道認定されているのが実情でございます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（横田 和雄君） 今、部長が言われましたまず久兼の市道の兵瀬1号線ですが、平成14年度に地区代表の自治会長さんと、私もですが、ある程度の補修整備と修繕の陳情をお出ししたことがございます。

そのときの御返答が、早く言えば、ただ、利用者が少ない、交通量が少ない、予算がない、回り道があるから整備は難しいという御返事でした。ただそれだけで何にも維持・管理をしないというのは、私はおかしいのではないかと、このように思います。

先月8月にその市道で大変な事故がございました。その報告を私もしたわけですが、そうなってくると、それじゃ11月ごろにガードレールやらアスファルト工事をしようという、すぐ御返事が返ってきたわけですが、事故が起きてからでは遅いだろうと思います。そういうふうな事故が起きるような危険な場所は最低限度整備していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。もう一度お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 事故が起きてからでは遅いという御質問でございましたけれども、私どもの方は、先ほども申しましたように狭隘道路につきましては地元のコンセンサスが得られた場所から順次整備しておりますので、どうかその辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（横田 和雄君） いろいろ難しいことはあると思いますが、地域住民の皆様方は切実なるお願いをされておりますし、きちっとした了解もとれておると思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

真尾地区の大景高松線、真尾大景線、高松線も、その周辺の住民の方々は、毎日の生活に大変不自由されております。曲がり角、十字路、T字路、本当に狭く、雨が降った場合などハンドルがとられる等々、本当に危険な場所でございます。地域住民の皆さんより強い陳情が10年も前から何度となく出されておられます。毎日の生活道路として、安心して生活できるように、部分的な改修でも構いませんができるようにならないでしょうか、お伺いをいたしまして、私の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員が壇上から、また自席からの御意見、いろいろ御開陳あったわけですが、基本的に市民の安全確保を図るということは、これは当然優先さ

れるべきことであると、大前提として感じております。したがって、危険箇所として御指摘をいただいたところは、優先的にその危険の排除のために、行政としてできるだけのことをしていかななくてはならないと、このように感じております。

個々の問題につきましては、それぞれの長い経緯もあることでしょうし、また、それには当然そこにお住まいの方々の御同意が得られなければならないわけでありまして、そこら辺を勘案しながら危険の排除、あるいは生活道としての利便性、そして地域の皆様方の、それによっていざこざが起こってしまったのでは、これはどうにもならんこととなりますので、コンセンサスが図られるということを前提の中で考えてまいらなければならないと思っております。先ほどの別な議員からの御質問の中にもございましたが、危険が予測される、明らかに大変な状況が想定されるということに対しては、行政として、可能な限り速やかにそれに向けての処置を講じていくことは申すまでもないことではなかろうかと、このように考えております、

個々の具体的な路線のことにつきましては、今、私の方でとやかく申し上げられる資料を持ち合わせておりませんし、また、経緯もよくわかっておりませんので、早速、担当とよく相談をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、12番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

17番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1項目め、児童の通学路の安全対策についてお伺いいたします。

児童が登下校で集中する学校周辺の道路は、立地環境や車の交通量等にもよりますが、児童にとっては大変危険な場所もございます。特に登校時と出勤時が重なる時間帯は交通量が多い上に、スピード超過の車も多く、いつ事故が起きてもおかしくない箇所が幾つかあります。児童の無事故を願い、先生方をはじめとして、交通安全協会やPTA、地域のボランティアの方々による立哨や交通安全指導も日常的に、または定期的に行われており、その中で毎日子どもたちが元気に学校に通っていることは、保護者としては大変ありがたいことでございます。

しかしながら、私も経験がありますが、黄色い安全旗を持って立哨している私たちのそばを猛スピードで通り抜けていく車の何と多いことか、嘆かざるを得ません。子どもたち

は子どもたちで、お友達との楽しいおしゃべりに夢中になったり、ふざけ合ったりで、時には予測不可能な行動をとり、危険に巻き込まれることもあります。

そんな状況の中、あらゆる校区の保護者の方々から、危険防止のために何とかならないだろうかと声が寄せられております。道路の拡幅も不可能、歩道・路側帯の確保も十分でない、道路周辺の障害となるものの撤去も難しい、学校前の交差点は道路幅の関係で信号もつけられない等々の、どうしようもないとされてきた理由が幾つもあるのが事実です。

そこで御提案したいのが、カラー舗装による道路の改修により、一歩安全対策が前進しないだろうかということです。

カラー舗装の特徴は、一つに、ドライバーに安心ということが挙げられます。路面とタイヤの摩擦抵抗を高めるのでブレーキを助け、舗装を明色化することで視認性を高め、ドライバーに注意を促すことができます。学校近辺の交差点で信号の取りつけ困難な場所、例えば中関小学校や華城小学校付近の交通量の多い交差点を全面カラー舗装することで、効果が出るのではと考えます。

二つ目に、歩行者にも優しいということです。カラー化することで交通区分が明確になり、安全性を高めることができます。ノンスリップ効果が高く、快適な歩行感が得られます。子どもたちには、通学路、歩くスペースを明示することで、車に気をつけよう、はみ出さないように歩こうとする注意喚起を促す効果が生まれると考えます。

カラー舗装による安心・安全なまちづくりは、効果ある取り組みとして全国的にも広がりを見せております。今回、私もカラー舗装のことをいろいろ調べてみましたが、車に優しい、私たちの足に優しい、色で注意を促すという点では脳にも優しい、景観という点では目にも優しい、あらゆる施策で利用できるかなりのすぐれものだと実感いたしました。

山口市大歳小学校に通じる狭いながらも大変交通量の多い道路の歩道に、鮮やかなグリーン色の舗装がしてありました。運転者の方からしてみれば、確かによく目につきます。同じく、榎野川にかかる橋付近の交差点は紅色に舗装してあり、実際通ってみて、手前から目につきますし、ブレーキ効果のある材質であることがよくわかりました。

本市においても、カラー舗装の特徴をぜひとも生かし、通学路の安全対策の一つとして取り組む必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。本市のお考えをお聞かせください。

2項目め、文化福祉会館の利用者の方々を利用しやすく、バリアフリーに配慮した安心・安全な施設づくりのための補修、改善についてお伺いいたします。

昭和47年にオープンした防府市文化福祉会館は、勤労青少年ホーム、文化センター、福祉センターの3部門の行政サービスの提供の場として、今日まで大きな役割を果たして

きました。当時としてはとてもモダンなデザインで、機能的にも急速な都市化と産業化に適した建物として、若い人たちから高齢者の方々まで十分対応し得る公共施設として喜ばれてきた経緯があるのは周知のことです。

しかしながら、この33年間という年月の間に、社会の構造も大きく変化してまいりました。特に21世紀に入ってから、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつてない人口減少社会に移行していく時期に入りました。この施設を利用される年代層も、オープン当初に比べると各部門においてさま変わりしており、利用者の増減があるのではないのでしょうか。かつては活気があった勤労青少年ホームは、少子化に伴い減少していくでしょうし、文化センターや福祉センターの方は、高齢化が進む中、ますます需要が大きくなります。

これからの社会は、高齢者の方々がさまざまな生き方を主体的に選択することができるように配慮した自立支援の施策が求められますし、また、身体障害者の方々も、御自身の能力を発揮され、社会のあらゆる活動に参加していく共生社会の実現が求められており、その自立支援の施策も講じられなくてはなりません。

そんな時代の要請に応じて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」を基調に、障害の有無・年齢・性別・国籍などにかかわらず、さまざまな方々が利用しやすい生活環境をデザインしていこうというユニバーサルデザインの考え方が広がってきております。また、高齢者、身体障害者の方々が円滑に利用できる建築物の促進、ハートのあるビルをつくろうというハートビル法にも一昨年さらに手が加えられて施行開始、あらゆる施設が利用者の目線に立ったバリアフリー化が進められてきております。

ただ、新築の場合については、義務づけ等によりバリアフリー化が進められているのですが、大部分を占める既存施設については、空間的、物理的な制約等から取り組みはまだまだ不十分といえるでしょう。その対応が不十分な施設が利用され続けることは、社会全体のバリアフリー化をおくらせることになると思います。

文化福社会館の老朽化は否めないことではございますが、市の中心部にある文化と福祉の大切な施設、これからの使命と役割は大きいと思います。できることであれば、文化と福祉のことなら何でもオーケーという総合施設の新規建設を要望したいところではございますが、それはさておき、既存の建物でよりよい行政サービスを、そして、特に高齢者や身体障害者の方々が、安心して安全な状態の中で来館され、利用できる方法、施策を模索し、具現化することは大変重要なことであり、多くの方が待ち望まれていることと思います。この施設の今後の補修、改善の計画についての、本市としてのお考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、福祉施策についての御質問にお答えをさせていただきます。

文化福祉会館の利用者の方々が利用しやすく、バリアフリーに配慮した安心・安全な施設づくりのための補修、改善はできないかと、こういう趣旨の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、文化福祉会館は昭和47年建設以来、中央公民館としての文化センター、働く若者のための勤労青少年ホーム、社会福祉協議会が設置してございます福祉センターの3つの機能を有する複合施設として、子どもさんからお年寄りまで、毎日多くの市民の方々に利用されております。

また、当施設は建設後33年余を経過し、老朽化も進行しておりまして、建物の構造上身体障害者の方や高齢者の方への配慮が必要な箇所もございますが、利用目的も多目的であり、市といたしましてもすべての利用者のニーズに公平・公正におこたえするため、極力利用者の立場に立ち、限られた予算を効果的に活用して、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在のところ文化福祉会館を全面的に改修する計画はございませんが、バリアフリーを含めた安全対策につきましては年次的に措置を講じていきたいと、このように感じております。

今後とも、より多くの市民の方々に安全で安心して御利用いただける施設となるよう、福祉団体をはじめとする地域の諸団体、及び利用者団体の皆様の御意見と御協力をいただきながら、文化福祉会館の一層の改善に努めてまいりたいと存じますので、御理解、お力添えを賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 市長より、安心・安全の面から福祉施策に対する姿勢を述べていただき、また、利用者の立場に立って、適応していけるような維持管理に努めたいとの御答弁をいただきました。

年次的にと今おっしゃいましたけれども、それでは具体的にどのような準備をされているのか、御計画をお持ちなのか、御答弁いただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほど市長より答弁申し上げましたように、具体的、年次

的というところにつきましては、当面現在の施設を、いろいろな支障が出た部分について改修を行っていくということで、全面的な改修は当面考えていないということでございます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 私も先日、実際にこの一般質問に当たり行かせていただきましたけれども、例えば国道側の入り口のスロープは随分タイルがはがれ落ちておりますし、また公会堂西側でありますか、身体障害者の駐車場の前のスロープは大変急でもあり、また雨が降れば滑りやすい、とても危険なスロープになっているのではと思われました。また、オアシスの施設があるところの前でもタイルがはがれておりました。

歩いてみますと本当に、身体障害者の方、高齢者の方々だけが利用する施設ではないということではございますけれども、その方たちも利用されているということを考えれば、こういったところに早く手を入れていただいて、安心・安全に利用できる施設をつくり上げていただきたいということを思っております。

先ほどカラー舗装のことも少し触れましたけれども、例えばこのスロープが北側と南側でございますけれども、こういったスロープもカラー舗装等を利用するなどして、歩きやすく、また利用しやすいスロープになればということを要望しておきたいと思っております。

わずかなタイルのはがれ、また滑りやすいタイル自体も、またそしてさびた手すりなども、高齢者や身体障害者の方々には大変危険でございますので、早期補修を強く要望しておきたいと思っております。

それから、要望も兼ねてもう1点お願いしたいんですが、御質問もさせていただきたいんですが、東側の、恐らく定義としては職員通用門のような利用のされ方をしている入り口が、もっと有効的に皆さんに利用していただけないだろうかということを考えております。11段の急な階段を緩やかなスロープに改修して、高齢者や身障者の方々が御自分で運転される、されない双方あると思いますが、出口付近、この文化福祉会館をぐるりと回っている駐車場の出口付近の入り口に一番近いところに、身障者用のスペースも1台分確保してありました。そこへ利用される方々が車で乗りつけられたとき、何とんでも入り口に近い、建物に入りやすいのではないかと思ったわけでございます。

また、入り口付近には、市役所1号館入り口に設置されているようなインターホンを取りつけていただく等の工夫もあれば、皆様方が喜ばれるのではと思われました。この東側入り口付近についての活用について、市としての考えをお聞かせいただければと思っております。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今御指摘をいただきました東側の入り口のところでございますが、スペース的にちょっと考えてみますと、すぐ東側に、今の階段の下になりますけれども、公会堂関係あるいは文化福社会館関係の冷房等の機械が設置してあります。そして、公会堂の東側の通用門といいますか、いろんな機器が出たり入ったりする、時々トラックも出たり入ったりするそうですが、そういったような通用門もあるということで、その中にスロープというスペースがとれるかどうか。私、今、その場所を思い出しながら物を言っております、そのあたりのことを具体的に検討できるのかどうか分かりませんが、ちょっとそのあたりが問題点かなということを感じております。

それに今のインターホンの関係でございますけれども、そういったような施設をつけますと、当然インターホンが鳴れば職員がそこから出て行って障害者の方をお迎えするというような態勢もとらなければならないのかなというふうにも思っておりますし、もう少しそのあたりも検討をさせていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） ぜひとも前向きに御検討していただきたいと思っております。

先日、実際に文化福社会館に出向かせていただき、本当に改めて老朽化を認識いたしました。ちょうど、今、次長が言われた東側入り口付近の写真を撮ってありましたら、74歳とおっしゃっていましたが、半身不随で週3回リハビリでここを利用しているという男性の方が、汗だくでこの握りにくい手すりを必死につかんで階段を上がってこられました。私は思わず手を差し伸べましたけれども、その方が「私らには合わん建物」と一言おっしゃいました。それでもなお前向きに通っていらっしゃる方たちのために、利用しやすく、バリアフリーに配慮した安心・安全の施設づくりのための具体的な取り組みを要望して、この項の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、児童の通学路の安全対策について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、次に、児童の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

まず、通学路は学校・保護者・所轄警察署などの関係機関が協議して、現状で一番安全な道を通学路として設定をしております。また、防府市教育委員会といたしましては、児童・生徒が安全に登下校できるように、毎年1回、通学路の危険箇所の調査を行っておりますが、緊急に通学路の危険箇所が発生した場合には、その都度各学校から報告をしていただき、現場を確認した後、直ちに防府警察署や庁内関係部署と協議を行い、危険箇所の解消に努めているところでございます。

さて、議員御指摘のように、登下校で児童・生徒が集中する学校付近の通学路のうち、

建物が立て込んでおり道路の拡幅が物理的に不可能な箇所や、変則的な交差点で、なおかつ交通量が多く、児童・生徒が危険にさらされそうになる箇所も見受けられます。特にそのようなところでは、校長先生をはじめ教職員、地元の交通安全協会の会員の皆様、及び地区の保護者の皆様など多くの方々が、児童・生徒を交通事故から守るために毎日交通指導をしていただいております、教育委員会としては大変感謝をいたしております。

議員御提案のとおり、カラー舗装により、明るい色で歩道ゾーンを目立つ形にすることによりドライバーに注意を促すことができる、また、歩行者のスペースを明示することで歩行者の安全性を高めることができるなどの特徴があり、交通事故の防止という観点から効果があると存じます。

既にカラー舗装済みの道路も市内に数カ所ありますので、教育委員会といたしましては今後それらの成果を分析するとともに、工事費も相当高額であることなども考慮しながら、いろいろな角度から研究をしてみたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） カラー舗装の利点やまた効果を御認識いただいているということ、それは本当にありがたいことだと思います。

そこで、今も御答弁の中に少しありましたけれども、市内では、私が回ってみる限りほとんど見受けられませんが、現在施してある場所が具体的にどこかありますでしょうか。もしわかれば教えていただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） では私の方から、道路の担当をしておりますので御説明させていただきます。

本市のカラー舗装の状況について御説明いたしますが、市内の車道部のカラー舗装は、平成14年度の街路事業として、新橋牟礼線で天神様の入り口の交差点を薄層舗装で実施しております。歩道部のカラー舗装は、昨年、平成16年1月供用開始になりました右田地区の大崎橋自転車歩行者道、延長237.6メートル、幅員4メートルを、薄層カラー舗装として完成しております。

また、今年度に特定交通安全整備事業で、防府警察署・防府土木事務所・防府市と三者連携事業の安心歩行エリア整備事業として、県道三田尻港徳地線 駅通牟礼線でございますの再開発ビルの北側を、県事業として歩道部幅員2メートルから2.5メートルのカラー化を実施の予定でございます。

さらには、本事業の中で、モデル地区としまして、エムラを中心に15.7ヘクタールを指定して、歩道部、交差点のカラー化を基本計画の中に取り入れております。

また、特定交通安全整備事業で、市道東須賀松原線、新田小学校の西側でございますが、歩車共同整備道路、共存道路整備で延長470メートル、幅員6メートルの道路をつくっておりますが、そのうちの歩道部幅員の2メートルにカラー化を予定しております。

カラー舗装の効果については、先ほどの滑りどめ等の効果があるということでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 今御説明していただいた具体的なところ、今から実施されようとしているところの数を合わせましても、県内の他市に比べてみますと本当にまだまだ少ないのではと思っております。今後、しっかりこのカラー舗装の利点、効果を認識していただいて、多くのところに施策として使っていただければと思います。

今の御説明の中に、安心歩行エリア整備計画、また、くらしのみちゾーンという全国的にも展開されている事業計画がございますけれども、カリヨン通りのエムラ周辺の一体をモデル地域として進めていく中に歩道のカラー舗装の計画があると、そういった意味の御説明をいただいたかと思えます。

このくらしのみちゾーンというのは、中心街地区における歩行者、また住んでいらっしゃる方々が主役の道づくりを目指すもので、歩きやすく安全で、そしてまた歩いていて楽しい、そして自然と人が集まるような道づくりを目指しているというふうに聞いております。

このくらしのみちゾーン計画のエリアの中に、市の中心部ということで、恐らく佐波小学校であるとか松崎小学校も入っているのではと思えますけれども、この2つの小学校の近辺の歩道は大きな道路のそばということで、きちんと整備されている地域ではございますけれども、一歩路地に入れば危険な箇所もあると聞いております。この計画の中に、またカラー舗装による通学路の安全対策もぜひ盛り込んでいただければと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほど市長も申しましたように、安全性を重視して、危険箇所等を把握しながら順次整備をしていきたいと、私の方は考えております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（高砂 朋子君） 今の御答弁の中には通学路というお話はございませんでしたけれども、ぜひとも前向きに検討していただき、いずれは市内全域の各小学校付近の交差点や歩道がカラー舗装化され、安全対策が進めばと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

道路行政というのは、毎日の生活の中で子どもから大人まで非常に密着度の高い部門だと思います。今回、あえて通学路と限定させていただいたかと申しますと、これからどんどん少子化が進む時代に入り、次世代を担う大切な子どもたち優先の行政を、大胆に我が市においても行っていく時が来ているのではないかと強く思っているからでございます。

子どもを盾にすれば予算が取れると思っているのではないかと言われた方がいらっしゃいましたが、私はこの言葉に大変ショックを受けました。防府市において、子ども優先の施策が一步でも前進し、一つでも実るように願い、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、17番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は10番、木村議員。

〔10番 木村 一彦君 登壇〕

10番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、アスベスト問題について質問いたします。

現在、アスベストによる健康被害が大きな問題になっております。

アスベストは、昔から石綿と呼ばれている繊維状の鉱物であり、飛散すると空気中に漂って目には見えません。発がん性があり、吸い込むと肺や胸膜、腹膜などからがんを発生させたり、肺の機能を損なうじん肺などになるおそれがあります。

アスベストは熱に強く燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しない、曲げる力や引っ張りにも強い、安価であるといったような特徴があり、このため奇跡の鉱物と長いこと言われてきたわけであります。工業用から電気製品、日用品に至るまで、約3,000種に上る広い範囲で使われてまいりました。特にアスベストの9割は、天井、壁材、スレートがわらなど建築材として使われております。

今一番問題になっているのは、長い潜伏期後に発病する肺がんと、胸膜、腹膜からのがんである悪性の中皮腫であります。中皮腫は、特にアスベストとの関係が非常に深く、日本では、政府が統計をとり始めた1995年からの9年間で6,060人もの死者が出ております。

吸い込んだアスベストが肺や胸膜などの細胞に突き刺さり、がんを発生させるとされています。潜伏期は肺がんで10年以上、中皮腫では30年から40年以上もあります。吸い込んだ量が多いほど発病の危険性は高くなりますが、少ないからといって安心はできません。旧労働省の専門家会議が1978年にまとめた報告書は、「中皮腫は少量でも発生

する可能性がある」と指摘しています。「アスベストを吸い込んだ可能性の高い工場周辺の住民や、建設労働者やその家族などは、定期的な健康診断で肺がんなどを早期につかみ、初期治療することが大事だ」と専門医は指摘しております。また、研究者の発表によれば、今後40年間に10万人のアスベストによる死者が生まれるとの推定もあるぐらいであります。

このアスベストの被害は早くから知られておりましたが、ここにきてにわかに関係が大きくなってきたのは、ILO162号条約 これは石綿の使用における安全に関する条約ということで、86年に採択、89年発効しております このILO162号条約の批准について、解散前の我が国の国会で、6月末から審議が行われることになったことが背景にあります。

アスベストが発がん物質としてアメリカで指摘されたのは、1935年と、かなり早い時期であり、1964年にはニューヨーク科学アカデミーの国際会議で、肺がん・中皮腫を発生させるとする警告が勧告として出され、さらに1972年には、WHOやILOがそれぞれ危険性を指摘しました。

にもかかわらず、日本政府の対応は極めて立ちおくれております。71年にアスベスト製造加工工場での吸引防止策などを盛り込んだ特定化学物質等障害予測規則、こういうものをつくりましたが、これは工場内だけの話であります。75年になってやっとアスベストの吹きつけを禁止しましたが、既に使われたアスベストの撤去は行われませんでした。また、周辺住民の健康被害も認識されていたのですけれども、工場からの排出基準をつかったのはようやく89年になってからであります。

政府がアスベストを原則禁止にしたのは、ようやく2004年、昨年になってからであります。それも、代替品のないものも含めて完全禁止はされておりませんで、この代替品のないものも含めて完全禁止にするのは2008年 3年後であります までに先送りされているような状況です。現在でも2004年10月、去年の10月以前に製造したものは、経過措置として販売が認められている、こういう状況であります。

政府は、アスベスト使用禁止の国内法の整備を怠り、国際条約ができてから19年も批准してこなかったわけですが、この国会の審議を前に、石綿メーカーが従来の秘密扱いから使用状況や被害実態についてみずから公表する方向に転換し、徐々に全容が明らかになってきました。この間被害者や遺族の粘り強い運動もあり、もはや隠し切れなくなったというのが実情だと思います。

アスベストの被害は、非常に広範囲なものであることが明らかになっております。日本共産党の国会議員団の調査では、具体的なメーカー名を挙げますがクボタやニチアスなど、

石綿製品の製造や吹きつけなど、工事段階での労災死亡はこの7月29日時点で531人。直接の作業員のほかに、吹きつけアスベストのあるところで働いていた人、それから研究所の所員、営業マン、家族のほか、石綿製品製造工場の付近の住民にも被害が出ております。

さきに述べたとおり、中皮腫による死者は、政府が統計をとり始めた1995年以降の9年間で6,000人を超えておりますが、これは近年増加傾向にあります。これに対し、同じ期間にアスベストによる中皮腫と労災の認定を受けているのはわずかに284人にすぎません。6,000人に対して284人であります。アスベストが原因と国や企業に認められないままに死亡した人が、相当数に上っていることが明らかになっています。

以上のことから、これまでのアスベスト使用と被害の実相を全面的に明らかにすることは、市民の不安を解消するためだけでなく、新しい被害の発生を食いとめる対策のためにもぜひとも必要なことでもあります。

そこでお尋ねいたします。市の公共施設、民間建築物、アスベスト取り扱い事業所、市民の健康被害等について、市は実態をどのように調査・把握しておられるのか。また、その調査結果の公表をどのようにするお考えなのか、お尋ねいたします。

さらに、市民の不安解消のための相談窓口の開設と情報提供、調査・対策のための庁内組織の設置等、今後の対策をどのように進めるお考えなのか。アスベストを使用した建物、施設、設備等の解体、更新時の飛散防止策をどのように講じるのか、お答え願いたいと思います。

次に、埋蔵文化財の管理・活用について質問いたします。

防府市は、縄文、弥生時代から古代、中世、近世まで、この地域の中心地として栄え、周防国衙跡をはじめとする市内各遺跡からの出土品は、広範で膨大なものになっております。発掘調査が進むに従って、その量は年々ふえています。周防国衙遺跡の本格的な発掘調査は、これから先数十年から100年単位の長い時間をかけて進められると聞いております。したがって、現在までの出土品は全体のごく一部であり、これからさらに膨大な遺物が出土することは確実であると思います。

ところが、現在までの出土品に限っても、その収蔵管理に支障を来していることは、これまで同僚議員が再三にわたって一般質問で取り上げてきたとおりであります。

実は先般、教育民生常任委員会で、周防国衙跡発掘調査事務所ほか出土品が収蔵されている市内の施設を視察させていただきましたが、私も直接この目で見て、改めて、余りにもひどい状況に驚いた次第であります。素人目にも文化財的価値が高いのではと思われる遺物が、狭いスペースに山と積み上げられ、とても文化財にふさわしい扱いがされている

とは言えない状況でありました。スペースがないため、復元なども満足にできないのではないのでしょうか。

特に、調査事務所の建物は古いプレハブづくりであり、一部は腐食が見られる状況であります。これまで同僚議員が一般質問でたびたび指摘していたとおり、台風などによって損壊する危険性が大きいとも思います。もしそのようなことになれば、取り返しがつきません。貴重な文化財、遺物を守るためにも、緊急に管理・収蔵場所を確保することが必要です。

一方、出土品の中には、全国的に見ても価値の高い文化財も少なくないと思われます。ところが、現状ではそのほとんどが、市民はおろか観光客などの目に触れることがないまま眠っております。これは、歴史と文化のまちを標榜する我が市としては、大いなる損失ではないのでしょうか。

将来的には、本格的な歴史博物館の創設が望ましいところでありますけれども、当面、主要な遺物だけでも展示・公開できる施設に移すべきだと思います。展示によって防府市のまちの成り立ちと歴史的・文化的位置がより鮮明になれば、その意義は極めて大きいと言わなければなりません。

そこでお尋ねいたします。これまでの出土品の管理はどのようにされているのか、収蔵施設と数量、復元品の数量と、復元可能なもののおよその数量、さらに、全国的に見て文化財的価値の高い遺物の代表例など、改めて説明をしていただきたいと思います。

また、周防国府跡発掘調査事務所の建物等の状況から見て、出土品を損壊から守る緊急避難的措置が必要ですが、それにとどまらず、この際重要なものだけでも多くの人目に触れることができるよう、文化財を展示・公開することが必要と思われます。この両面から、それにふさわしい施設に早急に移転すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか、お答え願いたいと思います。

最後に、農業用水路等における青ミドロ、雑草対策について質問いたします。

市内各地の水田耕作者から、近年、特に夏の時期、水路等に青ミドロや雑草が異常発生し、田に水が当てられなくて困っている、しょっちゅう除去するがすぐまた生えて追いつかない、こういう苦情が出ております。

ここ数年、浄化槽の設置がふえるのに比例してこれらの青ミドロ等がふえており、浄化槽で処理し切れない窒素などが流出して、用水が過栄養になっているためではないかという関係者も少なくありません。

住民の生活環境整備と農業振興という、相反する側面を持つ難しい問題ではありますが、また、全国的にも問題が表面化してきている問題ではありますが、問題提起の意味も含め

てお尋ねをいたします。

市は、水路・水田における青ミドロ等の異常発生について、現状をどのように把握しておられますか。また、異常発生の原因と今後の対策についてどのように考えておられるのか、お答えを願いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 10番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市内各遺跡からの出土品等の管理の現状、今後の対策についての御質問にお答えいたします。

市内の各遺跡から出土しました土器・石器・かわら・骨等につきましては、縦34センチ、横54センチ、高さ15センチのコンテナに換算しまして、周防国府跡発掘調査事務所に約6,000箱、競輪局旧選手宿舎2階に約2,000箱、市役所5号館裏旧消防倉庫2階に約800箱の計8,800箱を保管しております。

また、木器につきましては、周防国府跡発掘調査事務所裏の縦2メートル、横10メートル、深さ1メートルの水槽に、水づけの状態に保管いたしております。

これらのうち、復元可能なものは約1%程度しかございませんが、出土品の中には川原石に人面が墨で描かれている人面墨書石、木に戸籍が記載された戸籍木簡、誕生時の釈尊をかたどった金銅誕生仏等、他市に例を見ない大変貴重なものもございます。

なお、展示可能なものにつきましては、アスピラートにおいて二、三カ月おきに展示がえを行い、公開いたしているところでございます。

今後の対策といたしましては、議員御指摘のように周防国府跡発掘調査事務所の老朽化が著しく、台風などによる損傷も考慮されることから、さきの6月議会でも答弁申し上げましたが、当面、図書館移転後の跡へ文化財保護を目的とした収蔵施設として転用することについて協議・検討してまいりたいと存じております。

残余の御質問につきましては、各担当部長から答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 現状が報告されたわけでありませぬ。

私もこの前市内視察させていただきまして、壇上でも申し上げましたが、一番多い、中心になっているあの周防国分跡、国衙5丁目のあのプレハブ、これはもう大変なもので、本当に所狭しとこの出土品が積まれております。目に触れるものも若干あるんですけど、それはもう本当に狭い通路の中を、物置みたいのところを、見れば見れるというような状況で、とても文化財の展示と言えるような状況ではありません。もっと重要なのは、

現地でも見ましたが、壇上でも言いましたが、プレハブがもう腐っているところが一部あるんですね。この前、それから今年の台風、その前の前の台風とかありまして、今も窓ガラスに目張りがしてありますけれど、もしひどいものが来たら倒れるんじゃないかと、これは現場の人もそう心配しております。そうなったら大変なことですね。今まで発掘してきたものがもう一夜にして損壊するというので、本当に早く、緊急避難的にもこれは安全な場所に返さなきゃいけないというふうに思います。

それから、もと競輪宿舎、それから今のもとの消防署跡、これは建物的には安全だと思います。と思いますが、それこそ薄暗い2段ベッドの間にコンテナに積んで積まれておるという状況で、まことにちょっと情けないというか、かわいそうなというか、そういう状況ですね。

だから、本当に早く、図書館の移転後の跡地が今有力だそうですが、一刻も早く移すということと、それから、やはり全国的にも珍しい出土品もあるわけですね。今、人面墨書石とかその他言われましたけど、そういうものの文化財的な意義。それと同時に、私素人ですからすぐ目についたのは、国衙跡の、国衙5丁目のプレハブ建物に保管されている人骨もありました。これは私見て、非常にちょっと強い印象を受けたんですけど、説明によりますと11世紀ごろの人だそうです。14歳の女性で、当時の国衙の周辺に住んでいた住人ではないかと言われておりますが、埋葬されたままの形で掘り出されております。こういうものも初めて見まして、非常に強い印象を受けました。

こういうものもぜひ、やはり市民やよそから来た人に見ていただいて、この防府のまちというのがいかに、古代からどういうまちだったのかということを広くやっぱり知っていただくというのは、本当にこれからまちを発展させていく上でも非常に重要なことだと思うんです。ぜひ、展示・公開の方も、図書館跡にもし移ればやっていただきたいんですが、そのスペースなり余地というのはあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 前回の議会でもお答えしておるんではないかと思いますが、スペース的にはかなりのものがあるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） ぜひ、図書館跡地等に移転が決まれば、可能な限りの、重要なものだけでも結構ですから、展示と説明のスペースをとっていただいて、多くの人目に触れていくようにしていただきたいということを要望して、この項については終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 次は、アスベスト問題について、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） アスベスト問題については、複数の部局にまたがっておりますので、総務部から一括してお答えいたします。

アスベストは天然の繊維状鉱物で、6種類あり、そのうち青石綿・茶石綿・白石綿の3種類が主に利用され、燃えず、腐らず、熱や薬品にも強く、他の物質と一緒に使いやすいなど、便利な素材で、建物の耐火材や断熱材として幅広く使われてきました。

中でも、青石綿と茶石綿の有害性が強く、平成7年には輸入、製造、使用、販売が禁止されました。さらに、昨年からは全種類の石綿の輸入、製造、使用が禁止されました。

アスベストの健康障害につきましては、アスベストの繊維が肺に入り込むと、肺に繊維が刺さって、石綿肺あるいは肺がん、肺などの臓器を包む膜にできる中皮腫などの健康障害を引き起こし、発症までに石綿肺で15年から20年、肺がんで15年から40年、中皮腫では20年から50年かかると言われております。

それでは、御質問のアスベストの実態把握についてですが、まず、市の管理する施設や建築物につきましては、小・中学校を含めた全施設を対象に、吹きつけアスベストのみならず、吹きつけロックウール、吹きつけひる石等について、設計者と目視による調査を8月中に実施をいたしました。その結果、念のため、建築物の表面に使用されている建材で、アスベストが含有されているかどうかをさらに詳しく検査を必要とする箇所が74カ所ありました。今後は分析機関で検査を行い、その結果に基づき、アスベストが含有されているならば撤去あるいは改造するなどの対応をいたしたいと存じます。

なお、昭和62年にはアスベストを吹きつけ施工された建築物で、昭和51年以前に建てられた市の管理する施設について国・県から調査指示がありましたので、調査の上、吹きつけ施工されていた防府スポーツセンター体育館外2カ所の吹きつけアスベストを撤去いたしております。

次に、民間の建築物につきましては、県が実態把握をすることになっております。県の要請により、昭和31年ごろから平成元年の間に建築された建物で、床面積が1,000平米以上の民間建築物をリストアップして、県に報告いたしたところです。県においては、この報告に基づき実態把握に努められるとのことでした。

次に、アスベストの製造事業所は、厚生労働省によりますと市内にはございません。

それから、調査結果の公表でございますが、市が管理する施設につきましては、分析検査を実施した後、最終確認をして、今後の対応策とあわせて公表をしたいと考えております。

次に、市民の不安解消のための相談窓口の開設や庁内での対策組織についてですが、国

や県においては、既にそれぞれ所管する機関で相談窓口が開設されています。市においても相談窓口を設け、国・県の窓口機関と国・県が示している代表的な相談事項と回答をできるように、あわせてホームページ等で市民の皆様にも御案内をいたします。

それから、庁内の対策組織でございますが、現在、部次長で組織する会議で情報収集・調査・対策を講じているところでございますが、今後の状況によっては専門組織の設置も検討していきたいと考えております。

それから、最後に、建築物等の解体による飛散防止対策でございますが、厚生労働省において石綿障害予防規則が制定され、本年7月1日から、建築物の解体等に関して飛散防止や作業所の安全確保等が解体事業者に義務づけられたところです。建築物解体に関しまして、床面積80平方メートル以上の建築物を解体するときには、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届け出が必要です。

市への届け出対象基準は2階建てまでの木造建築物と1階建ての床面積が200平方メートル以下の非木造建築物で、この基準以外は山口県土木建築事務所への届け出となります。市への届け出の際には、飛散性のアスベスト等の記載があれば、石綿予防規則等の関係法令を遵守するようお願いいたしたいと存じます。

あくまでも市にはアスベストに関する法的な権限はありませんので、詳細については労働基準監督署や県環境保健所と協議するように指導をいたしているところでございます。

以上、総括しての回答でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） まず、市の公共施設を8月に調べたところ、アスベストを含んでいるかどうかという疑わしいものが74カ所あったということですが、これは、74カ所といたらかなり多いんですけど、全部が全部含んでいるか、含有しているかどうかわかりませんが、例えば公共住宅とか学校とか、そういう、人がたくさん、特に子どもたちが出入りするようなところでそういう疑いがあれば、これは早く対策をとらなきゃいけないと思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 先ほど申し上げましたように、昭和62年には、その当時の基準でいわゆる吹きつけしてあるものについては一応の除去とかをやったわけでございます。今回、またその基準も変わっておりますが、再度、市の施設について、すべてについてしたわけでございます。

そのとき、前の検査ではいわゆる石綿ではなくて岩綿 岩綿というのは、御存じと思うんですがありますけれども、それには入っていないよということであったわけですね。

ども、どうも私も不安になつるというところについては、やはり、昔は入っていないという基準であったとしても、製造過程で1%入っていると、昔の基準とは違う、前、検査をしたときには大丈夫ですというお墨つきをいただいておりますがほとんどなんですけれども、それであつてもとりあえず念のために検査をしようという趣旨でございますので、74カ所がすべてあるとかいうものではありません。とりあえず念のためにということで、検査をいたしたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） その検査結果が出て、これはアスベストが含まれているということがはっきりしたところについては、いつごろまでにどういう対策をとるのか。これ、事は急ぐことだと思いますが。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず検査をしていただくというふうに思っております。それで、検査機関も県内6カ所とか、かなり少ないようでありまして、前は調査すれば1カ月でできるというふうに聞いたのが、最近聞くと2カ月かかるかというような状況であります。

したがって、その検査結果が出るのが、まだ入札もしておりませんので、はっきりは決まっておりますけれども、とりあえず最短距離で、あるいは入札の条件の中に期間といったものも入れるというようなことで努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、念のためということでやっておりますけれども、もしも入っておれば、当然いわゆる撤去の基準等々に基づいてやりますが、それ以前に、入っていてもいわゆる封入されていて飛散しないとわかっているものも多数あると思われまますので、それはそれなりの対応で、建築技術の方とも相談しますけれども、いや、これはもう事前に、今は飛散していないけれども、取った方がいいよというような御指摘を受ければ、それなりの対策をしていきたいと思ひます。

現時点で飛散しているわけではありませんが、ただ、今、何度も申し上げますけれども、念のために検体をとって検査をしようというところでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 再度確認しますが、検査結果が大体2カ月ということですから、10月ごろまでには出るんですかね。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まだ入札もいたしておりません。とりあえず、今、財政課に予備費をよこしてくれと言っているような段階で、急いでやっております。その条件に

は期間といったもの、安くて長くかかったら何の意味もありませんから、何週間でできるんかといったことも条件にして、なるべく急ぎたい、そのように思っております。だから、10月末とかいうところは、まだ入札もいたしておりませんので、何とも回答でき得ない状況でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） わかりました。とにかく、できるだけ早く、急いで、わかったことは早く発表していただきたいと思います。

それから、市の公共施設ではありませんが、民間の建築物にも結構アスベストが吹きつけられているものがあると思います。私、素人ですからわかりませんが、目で見た限りでも市内の某スーパーマーケットの地下駐車場の天井とか、某ファミリーレストランの駐車場の天井とか、結構吹きつけられているんじゃないかと思うところが素人目にあります。これはもちろん、1,000平米以上というような大きな建物ではありません。ありませんが、結構市民がしょっちゅう出入りするようなところですね。

こういうところについては、もちろん県が実態把握するわけで、市はこういうところがありますよということを報告されるだけだと思いたしますが、こういう1,000平米以下のところで結構人がよく出入りするようなところ、これに対してはどういう対策とられるのかなということが一つ不安であります、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず最初に、事例で、某スーパーにあるんじゃないかとかファミリーレストランにあるんじゃないかと言われましたけれども、いわゆるストーンウールとロックウールというんですか、石綿と岩綿と、全く同じような形態をいたしております。

だから、私どもも昔、検査のときには、これは岩綿だということで大丈夫よというのは聞いたことがあるわけです。だから、それは石綿ではない材料で、いわゆる岩綿が使われているというやに聞いておりますけれども、ただ単に似とるからといって、じゃそれがすぐ危険だと、明らかにといったものではないと思うんです。私どもも見た目で全然判断がつかないというような状況で、その辺はございますけれども、まずその辺はそのように感じております。

それから、さきのファミリーレストラン云々とかいうことにつきましては、最近の建物についてはそれらは基準上入っておりません。ですから、ちょっとこれは専門、担当部に聞かなくてはいけないんですが、何年以前の建物についてというものがございまして、そういった年次で一つの判定をせざるを得ないのかなというふうに思います。

それから、面積の小さいところの云々でございますが、これはほとんど家庭用等々については余り使われていないのが現状じゃないかな。あるいはスレート等については、要するに現状では密閉されていて飛散していない。だから、解体するときに届け出が要りますよというところが問題点になっておるわけです。だから、スレートとかあるいは見えないところとかには使っておりますけれども、80平米以上でも解体するときにいわゆる飛散するから問題ということで、現在は密閉、要するに飛散しないような状況については安全だというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） ただ、今、そういうこのアスベストの実態がわからないために、不安というのは非常に漠然と広範にあるんですね。だから、今、私がちょっと一、二例を言いましたけれど、こういうものについて、市民から「あそこは大丈夫か」という問い合わせがあったときにはやはりきちんと、それはもう1,000平米以上じゃないからわかりませんか、関係ありませんとか言うんじゃないかと、やはりそれにはきちっと答えるような態勢をとっておいてもらいたいということを一つ要望しておきたいと思っております。

それから、取り扱い事業所について、石綿を製造している事業所は市内にはないということは私も承知しておりますが、それを使用したり加工したりしよるところがあるいはあるんじゃないか。先般もニュースで言っていました、子ども用の自転車の後輪部分にアスベストが使われているということがニュースでかなり大々的に流されましたけど、それに類したようなものが市内で製造・加工されていないかどうか。これはよく調べていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 御不安な点はよくわかるわけですがけれども、最初要望にありましたけれども、これには入っているとか入っていないとか、他人様を指さして「これは入っているよ」とか言うのは、市役所には権限ありません。それで、いわゆる建築物等々であれば土木建築事務所とか、いわゆる所定の権限があるところに調査していただかないと、うちには検査官がおるわけでもありません。ということで、この辺は御容赦願います。

それから、アスベストを使っている機関があるんじゃないか、扱った云々があるんじゃないかということですが、例えば波型の石こうスレート等については入っているというふうに言われております。私、確認はしておりませんが。じゃあそれを張りつけて屋根に使えば、当然、じゃあそのやった方は取り扱い事業者かと言えば当然なると思っております。

そういうふうに建材等にはかなり幅広く使われたということでありまして、じゃあ建設

業者あるいは大工さん等々、皆使ったのかというようなことについては、私どもでは把握するすべは持っておりません。幅広く建材に使われたということは事実でございます、じゃあそれを使った方がどなたなのかという把握等は私どもはようやらないという状況でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 相談窓口を設けるということですから、そういうところできちんとやっぱり交通整理していただいて、健康被害が実際に出ている人が例えば来たとすれば、それは健康福祉センターなんかで紹介していくとか、そういう道筋をきちっとつけていただくということが必要だと思います。それを要望しておきます。

それと、ちょっと水道局にお尋ねしますが、我が市の水道管にはまだ石綿管が若干残っておるやに聞いています。その現状と、それから、健康被害についてはないということになってはいますが、改めてその点について教えてください。

議長（久保 玄爾君） 水道局次長。

水道局次長（井上 孝一君） 石綿管の現状と、今後の更新計画についてお答えいたします。

現在問題となっておりますアスベストによる健康被害につきましては、主に呼吸器からの吸入によるものであり、経口摂取に伴う毒性は極めて低いとされておりまして、厚生労働省も、石綿管を通過した水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないという考え方を示しております。しかしながら、一方で管路の脆弱性につきましてはかねてより指摘されているところであり、地震対策及び漏水防止対策といった観点から、布設がえを推進する必要があります。

本市におきましては、平成17年3月末現在、総管路延長のおよそ1%程度、約6キロメートルの石綿管が残存いたしておる状況にありますが、今後も引き続き年次計画的に布設がえを進め、安定給水に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 壇上でも最初に言いましたけれど、このアスベスト問題というのは非常に広範でかつ奥が深いわけですから、一朝一夕にその実態把握もできないと思います。また、その被害も非常にサイクルが長いといいますが、潜伏期間も30年、40年とあります。今後、40年間に10万人の死亡者が出るというような恐ろしい予測も出ておるような状況ですから、やっぱり長いスタンスでもって、やはり全面的に全容を明らかにしていく、これが一番大事だと思います。

だから、一遍にはできなくても、本当にこの全容を明らかにして、そしてその対策を全面的に立てていくということを長期にわたってやっていく必要があるので、市の方もぜひそのような立場でやっていただきたいと思います。

以上を要望しまして、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は農業用水路等における青ミドロ、雑草対策について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私からは、農業用水路等における青ミドロ、雑草対策についてのうち、現状をどのように把握しているかとの御質問にお答えいたします。

近年、市街地周辺地域では都市化とともに生活様式が多様化し、家庭雑排水等による農業用水の水質汚濁が進んでおります。農業用水路等での青ミドロや水中雑草の繁殖により、水の流れに支障が出ることは、農業振興の面から、また、生活環境の面からも問題であります。

青ミドロや水中雑草の異常発生は、富海地区をはじめ市内各地に見受けられますが、その発生箇所も農業用水路に限らず、遊水池を含んだ広範囲に及んでいることは承知しております。

農業用水路は、各地区の土地改良区や水利組合において毎年浚渫・清掃等の維持管理をされており、市もこれにかかわる費用の一部を助成しております。しかしながら、暑い夏の時期に大量に発生する青ミドロや水中雑草の除去対策には、農業関係者はもちろんのこと、市といたしましても大変苦慮しているところでありますが、今後とも土地改良区や水利組合と協力しながら、農業用水路の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 私の方からは、議員さん御質問の中の、異常発生の原因究明はどのようなところにあるのかということだったと思いますがけれども、青ミドロの異常発生の原因というものは、未処理の生活排水、あるいは水田からの肥料の流出等による富栄養化、並びに農業用水路の水量不足による水の停滞に伴うものであることから、生活排水の浄化実践活動の普及・啓発、並びに施肥料の適正化の指導により対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 大変困っておられるし、かなり深刻な状況があるんですね。米の収量が半減するというようなところも、これが原因であるやに聞いています。

今、生活環境部長の御答弁にもありましたが、壇上でも申しましたが、浄化槽の普及と

いうか、合併浄化槽と単独浄化槽によって結果が違ふようでありますけど、その辺の原因はどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 議員御指摘のとおり、浄化槽には単独浄化槽と、生活排水も含めて処理します合併浄化槽とがございます。いわゆる排水に含まれます窒素の量でございますけれども、これにつきましてはやはり合併処理浄化槽、これは排せつされるものも含みますので、それを処理してきますけれども、合併処理浄化槽の機能といたしましては、窒素分は若干は減少する機能がございますけれども、すべてを除去してしまうという機能までは備えておりません。

これも、合併処理浄化槽につきましては生活環境部の方で助成をしながら推奨しておるところでございますけれども、これにつきましてはいわゆる環境省の基準に基づいた、排水基準、いろいろありますから、それに基づいたものでなければ助成はしませんよということで、その辺のところでは厳しく対応しておりますけれども、現在の藻の発生に起因しますところになる窒素分、この除去というところまでは基準には入っておりませんものですから、どうしようもないというところでございます。

しかしながら、ほかの部分におけるいわゆる水質保全、これにつきましては、今後も合併処理浄化槽というものはやっぱり進めていかなければならないと、私どもでは認識しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 農業振興と生活環境整備、これ両方共生できるような工夫というのはこれから必要で、今、いい知恵はないという生活環境部長のお答えでもありましたが、しかし、いずれにしろ、これは公共下水道が全域に早く普及すれば問題ないわけですが、そうはなかなかならない状況の中でどうしていくかというのは、やはり生活環境整備と農業振興が共生できるような工夫をこれから行政としても模索していただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で、10番、木村議員の質問を終わります。

ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時30分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は28番、山田議員。

〔28番 山田 如仙君 登壇〕

28番（山田 如仙君） 政友会の山田如仙でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。最後の質問になりますけど、しばらくよろしくようお願い申し上げます。

環境保全、ごみ減量と資源リサイクルに対する質問をさせていただきます。

本市におきましては、元気に住める環境づくりの件で、ごみの現状と課題について、ごみ処理は、本市ごみの排出量は年々ふえ続けてクリーンセンターの焼却能力は限界に達しようとしております。

生活様式の変化と消費生活の向上、さらには産業活動の活発化により、ごみの発生量は増大し、また内容的・質的にも複雑多様化しており、快適な生活の環境を維持する上で廃棄物を効率的かつ衛生的に処理することが重要な課題となっております。

最終処分場は、中浦大久保に平成8年12月に完成しました。ごみ焼却施設は昭和57年、破壊処理施設は昭和54年建設と、いずれも施設の老朽化が進んでおり、リサイクル施設と併用した施設の更新が必要となっております。

市民・事業者・行政が協働してごみ減量と分別の徹底を図り、資源の有効活用、循環型社会を目指し、自然環境に配慮した適正処理推進について、脱焼却、リサイクル100環境汚染ゼロを目指した再資源処理について、本市の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、老朽化した焼却炉対策についてお尋ねいたします。

焼却炉の耐用年数は一般的には17年と言われております。本市の焼却炉はストーカー方式、24年を経過しており、今後の焼却炉の計画はどうなっているか、お尋ねをいたします。

次に、循環型社会の構築のための啓発広報活動及び教育の推進についてお尋ねをいたします。

循環型社会形成の趣旨を理解してもらうために、あらゆる機会を通じてごみリサイクル啓発活動を行い、市民の認識を高めていくことが、市民参加による普及啓発事業を推進していくことが必要であります。また、小・中学校への循環型社会、リサイクルについての教育啓発の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、新しいごみ処理システムの導入について。

本市において徹底リサイクル、資源の有効活用、循環型社会を目指すために、大型リサイクルセンター構想が必要であると思っておりますが、本市の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、収集運搬体制の整備についてお尋ねいたします。

粗大ごみの処理に、有料券を発給しての収集を考えられたらどうかと思います。

次に、広域圏での役割分担の適正処理について、本市のお考えをお尋ねいたします。

最後に、処分場の安全性について。

遮水シート、遮光シートの安全性について、また、水処理施設についても安全対策は万全であるか、お尋ねをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 28番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 環境保全の御質問にお答えをさせていただきます。

ごみ減量と資源リサイクル対策についての御質問でございますが、まず、そのうち脱焼却、リサイクル100環境汚染ゼロを目指した再資源化処理についてですが、20世紀は大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行の社会で、その結果生まれた大量のごみがさまざまな環境問題を引き起こしてきましたが、21世紀は環境保全時代の到来であり、資源を大切に有効活用し、ごみをゼロにする社会、いわゆる循環型社会への転換が試みられております。

現在、クリーンセンターでは大量に廃棄されたごみを焼却・破碎・選別・圧縮等の中間処理をし、最終処分として資源化及び埋め立て等、現有施設でできる適正な処理を行っております。

また、資源ごみにつきましては、金属類、ガラス類、紙類及びプラスチック類での9種類の分別収集を実施しております。

ごみを廃棄物として考えず、分ければ資源であるという理念を持ち、可能な限り分別し、資源化、リサイクルを推進すればとの議員の御提言でございますが、現状以上の分別の細分化につきましては、施設整備や最終処分先の確保及び費用対効果等も考慮する必要がありますので、現在施設の更新に向け、助役を会長にした建設協議会を立ち上げておりますので、その中で検討してまいりたいと存じます。

次に、老朽化した焼却炉対策につきましては、ごみ処理方法が全国的にも焼却後埋め立て処分するという方式で一般的に行われておりますが、リサイクルセンター等の整備をし、可能な限り分別を行うことにより、今後の焼却炉の更新計画においても小さい能力を持った施設整備も考えられ、建設費の低減も図られると思われまますので、このことについてもあわせて検討してまいらねばならない課題と考えております。

3番目に、循環型社会の構築のための啓発広報活動及び教育の推進についてでございます

すが、循環型社会への推進は行政のみでできるものではありません。市民・事業者の協働のもと、あらゆる機会をとらえて、ごみのリサイクルについてそれぞれの立場で責務を遂行することが必要と思われます。この点についての御理解と御協力を得るためにも、広く普及啓発を推進してまいりたいと存じます。

また、学校教育での推進につきましても、クリーンセンターには毎年市内の小・中学校の児童・生徒さんたちが、社会科や家庭科及び総合的な学習の一環として、ごみの処理及びリサイクルについての施設見学をされており、また、実際のごみ収集の職場体験を行われている中学校もあり、このように見学・体験活動を通して、環境教育の場として有効に活用していただいております。

議員御指摘のとおり、次代を担う小・中学生の環境教育は大変重要でございますので、関係部局との連携を図りながら、リサイクルに関する体験施設の充実について、研究してまいりたいと考えております。

4番目の、新しいごみ処理システムの導入についてでございますが、ごみの減量化・資源化を推進するためには、市民・事業者・行政が協働して環境保全や限りある資源を有効利用できる循環型社会を構築することが大切であり、本市のリサイクル基地としてリサイクルセンターの施設整備が必要と認識しております。

このリサイクルセンターでは、その他のプラスチック、その他の紙、及び飲料用の紙パックの分別未実施品目が資源化できるよう、また前段で申し上げましたように、小・中学生が体験でき、大人も利用できるいろいろな機能を有したものが望ましいと考えており、今後も検討を進めてまいりたいと存じます。

5番目の、収集運搬体制の整備でございますが、粗大ごみの処理について、有料券を発給してはとの御提案でございますが、本市におきましては市民からの申し込みにより自宅に収集に参り、従量により手数料をいただいておりますが、その有料券による方法と従量制のどちらがよい方法かを検討してみたいと存じます。

6番目に、広域圏での役割分担の適正処理についてでございますが、さきに述べましたように市民・事業者・行政が協働して初めてこの循環型のごみ処理システムが推進されると思いますので、これからも連携を強めてまいりたいと思います。

最後に、最終処分場の安全性についてでございますが、国の基準に適合した遮水シートや遮光シートを敷設した管理型の最終処分場を建設し、焼却灰やかかわら、コンクリート等の不燃物を埋め立て処分しております。

埋め立てられたごみは経年的に分解・安定化いたしますが、遮水機能の監視のためのモニタリング井戸において地下水を常時測定し、かつ、浸出水につきましても水処理施設に

て適正な処理をし、安全対策に万全を期しております。

このように、本市のごみ処理につきましては、収集から最終処分の埋め立てまで、現状の施設で適正に処分をしておりますが、今後のごみ処理につきましては、議員の御提言に沿えるよう検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） それでは、自席より質問させていただきます。

環境保全のごみ減量、資源リサイクルと、膨大なことをずっと言っておりますので、もし前後したらお許しいただきたいと思えます。

脱焼却、リサイクル100%、環境汚染ゼロを目指した再資源化の処理。この完全に100%リサイクルしているところの例を少し話させていただきたいと思えます。釈迦に説法と思われまじけれども、どうぞお聞きください。

富良野市のごみ焼却処理とリサイクルの例でございますけれども、環境保全、公害防止、公衆衛生に配慮しながらごみを適正に処理する抜本的な対策として、生ごみの分別とリサイクルを基本に調査されて進められたと、こう聞いております。焼却施設をやめてリサイクルセンターをつくらうということから始められたそうでございます。厄介なごみを資源として新しい発想と考えて、焼却施設や埋め立てということは大量生産・大量消費・大量廃棄という構造の中での臭い物にはふたをするという発想ということで、端的に言えば、焼却場が自分のまちから消えれば、自分のところから出したごみ、ダイオキシンは発生しない、関係ないということであるということでありませう。

富良野市では、ごみのリサイクルをすることによって今まで隠していたごみを表に出し、ごみは市民の生活に直接のものだと、完全リサイクルをすればごみ焼却炉は要らないというところに達しているということでありまして、全国でも注目を浴びているところでございます。

本市では9種類の分別収集を実施しておいでになりますけれども、徹底した分別では14種類27品目、これがリサイクル100%ということに富良野市ではなっているそうでございます。

本市では、今後の課題として、可能な限り分別する。どのような可能な限りの分別か、お尋ねをしてみたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 防府市における分別というものはどのようになっているのかということでございますけれども、現在、防府市では市民の皆様方の御協力により

まして、容器包装リサイクル法によりますところの４種類７品目、それから容器包装リサイクル以外のもの、これは新聞紙・雑誌等でございますけれども、これにつきまして分別をしていただいておりますので、９品目になっております。

先ほど市長の方からも御答弁申し上げましたけれども、現在、廃棄物処理施設の建設協議会というものを立ち上げております。その中におきましては、容器包装リサイクル法では１０品目の定義をしておりますので、この１０品目すべてを分別収集するだけのストックヤードと施設、そういったものを整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ２８番。

２８番（山田 如仙君） どうもありがとうございます。できるだけ分別をよろしく願いをいたします。

次に、老朽化した焼却炉対策につきましてお尋ねをいたします。

平成１１年６月議会において、私の一般質問の中で、市長の答弁で「焼却施設は毎年定期点検を実施しながら修繕計画を立て、適正補修をし、整備しております。今後とも引き続き施設の延命に努めてまいりたいと思います」。それから、そのときの部長で藤井部長さんが「焼却炉の耐久年数は一般的には１７年ということが言われております。それにつきましても、焼却炉につきましても、鋼製の部分もありますし、れんがの部分もあります。いろいろな部分がありますので、今我々としたしては、定期点検をして、耐火れんがと中の施設を修繕、あるいは整備しながら、長もちさせていこうというようなことで頑張っているところでありまして」と、こういうふうな答弁をもらっております。そのときは平成１１年ですから、それから考えるともう６年もたっているわけでありまして、まさに老朽化した焼却炉ということでありまして。

そこで、徹底した分別収集が必要であると私は思っております。いつ破れるかわからない焼却炉の対策についてでありますから、完全な分別をすることが延命の一番の対策であろうかと、こういうふうに思っております。今後とも分別収集におきましては、特に塩化ビニール類、循環型の７種類のものについては、しっかりとした分別をしてもらいたいと思っております。

そして、今御答弁の中で、小さい能力を持った施設整備を考えていると、建設費の低減を図られるということで、あわせてこのことについては課題として考えていくということでございますので、各方面、関係機関と幅広い意見を交わしていただいて、検討されることを要望しておきます。

次に、循環型社会の構築、啓発広報活動についてお尋ねをいたします。

循環型社会形成の趣旨としては、理解して、あらゆる機会を通じながらリサイクル啓発活動等を行っていくことが非常に大事になってくると思います。そこで、リサイクル運動、ごみ減量化の意識を高揚するために、何点かのことをされるといいのではないかなと、こういうことで、ちょっと提言をしておきます。

市民によりよいフリーマーケット等の開催をすとか、マイバッグという自分で持っていく袋のことであろうと思うんですが、運動推進によるレジ袋の減量化ということ。それから、再生品を市内で活用するなど、市民に見える形のリサイクル推進をしていくと。それから、市広報によるパンフレット等の展開をすとか。ごみゼロクリーンキャンペーン、そういうことも展開してはどうかと。それから、施設見学の開催。そして、各種の資料を発行して掲示する。ごみカレンダーの配布、これは防府にありますですね、ごみカレンダー。それから、組織の活用。各町内、各区域、市民の団体、事業者、関係事業者等の周知の徹底をすということも大事なのかなと。春と秋に環境美化運動、これを推進をす。それから、公共施設のアダプトプログラム事業の推進。それから、分別のパンフレット等の配布、分別指導の徹底、こういうことを図っていただきたいなど。こういうことを啓発、広報を推進することによって、しっかりとした広報活動でごみリサイクルのしっかりした環境が持てるのではないかなと、そういうふうに思っております。

それから、教育の啓発の方法についてでございますが、これについては先ほどしっかりした御答弁をいただきました。小学校の環境教育は大変重要になっているということでございますし、関係部局との連携もしっかりとって体験学習させているということでございますので、引き続きよろしく願いして、要望しておきます。

次に、新しいごみ処理システムの導入についてでございますが、本市のリサイクル基地として、リサイクルセンターの施設整備が必要と認識しておるということでございますが、現在、クリーンセンターの横に開発公社所有地がありますが、この市有地にリサイクルセンター構想ということを考えておいでなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいまの御質問は、現在、公社の所有地にリサイクルセンターをどうかという御質問かと思えますけれども、先ほども申しましたように、助役をトップとした廃棄物処理施設建設協議会というものを立ち上げておまして、その中で、焼却場、破碎場、それからリサイクルプラザ、そういったものを総合的にどういった形で建てていくかということにつきましても、その中で今検討をいたしておるところでございます。公社の所有地でございますから、これは有効的に活用し、そしてすばらしい施設にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） ぜひりサイクルセンターの構想を推進してもらおうよう、よろしく願いいたします。

次に、収集運搬体制の整備についてでございますが、本市においては従量制と、手数料制と有料券による発給のシステムで検討をしておるということでございますので、19年度より一部民間委託による収集が行われます。今と変わりなく市民のサービスをよろしく願い申し上げまして、要望としておきます。

広域圏での役割分担の適正処理についても、市民・事業者・行政が協働し、循環型のごみステーションを推進せられることを強く要望して、これもおきます。

最後になりますけれども、環境保全、ごみの減量と資源対策リサイクル、元気に住める環境づくり、本市のスローガンで、ごみの徹底した減量化、資源化を推進すること、処理施設の計画的な推進を進め、市民と事業者、行政が一体となって取り組み、リサイクル社会の実現に快適な生活を守ることが、将来、地球環境、生活環境、温暖化対策、環境行政等々、私たちの地球を未来のために、かけがえのない環境保全を防府の地から発信されるよう、防府市の環境づくりをお願いをいたしまして、自席からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、28番、山田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 2時 1分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年9月14日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 平 田 豊 民

防府市議会議員 安藤二郎